

伊予市市有財産(旧上灘保育所)売却に係る特記仕様書

1 目的

地域活性化及び地域貢献における中核施設としての継続した事業実施等を目的に、別紙「物件調書」に記載する旧上灘保育所の土地及び建物を売却する。

2 事業の条件等

購入事業者が実施する事業は、次の(1)～(6)の全てを満たすものとする。ただし、購入事業者が転売予定の場合、購入事業者が同条件等を満たさない場合においても転売先事業者が同条件等を満たす予定の場合は容認する。

- (1) 双海地域の地域振興、双海地域の福祉向上、伊予市内の雇用促進のいずれか1つ以上を目的とした事業であること。ただし、周辺に類似の事業又はサービスの提供等を行う店舗及び施設がある場合、提案事業の一部又は全部について承認しない場合がある。

地域振興	<ul style="list-style-type: none">・双海地域住民の所得向上に繋がる事業・双海地域の特産品を活かした物産を製造又は販売する事業・双海地域の特産品を活かした飲食物を提供する事業・双海地域住民の郷土愛の醸成に繋がる事業・本市外から双海地域内への移住促進に繋がる事業・本市出身者の双海地域内へのUターン定住に繋がる事業
福祉向上	<ul style="list-style-type: none">・双海地域の高齢者福祉向上に繋がる事業(伊予市介護保険事業計画との整合性がとれたものに限る。)・双海地域の精神・知的・身体障がい者等の福祉向上に繋がる事業(伊予市障がい者計画等との整合性がとれたものに限る。)・双海地域の児童福祉向上に繋がる事業(伊予市子ども・子育て支援事業計画と整合性のとれたものに限る。)・双海地域の生活困窮者の自立促進に繋がる事業・双海地域の医療環境向上に繋がる事業
雇用促進	<ul style="list-style-type: none">・伊予市内に居住する者を事業開始の日から3名以上、事業実施期間において雇用(パートタイマー、アルバイト等短時間勤務者は除く。)する事業

- (2) 倉庫等物資の単純保管を目的とした事業ではないこと。
(3) 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭、地盤沈下、光害等が発生する恐れがない事業であること。
(4) 政治的、宗教的活動又は選挙的な活動を目的とした事業ではないこと。
(5) 公序良俗に反する事業ではないこと。
(6) その他、実施に当たり法令に違反する事業ではないこと。

3 購入事業者の責務

購入事業者は、次の責務を果たすこと。ただし、購入事業者が転売予定の場合、転売先事業者においても同様とする。

- (1) 購入事業者は、購入した土地及び建物の利用に当たり本市との契約締結の日から起算して2年以内に事業を開始し、本市に報告すること。この場合において、本市から確認のための本物件への立入り、その他、必要な資料の提示等の求めがあった時は、誠意をもって協力すること。

なお、事業実施に当たり建物を継続使用する場合又は建物を解体除去する場合等は、石綿対策等を適切に実施すること。

- (2) 購入事業者は、事業開始の日から、少なくとも5年間は事業を継続させること。
(3) 道路、下水道、電気、ガス、通信等の施設については、各所管課又は事業者と調整し、購入事業者の責任及び負担で整備を行うこと。